

# 鋳工業指数の説明

## 1 鋳工業指数の概要

鋳工業指数は、生産動態統計調査等の調査結果を基に、鋳工業製品の生産量・出荷量・在庫量を、ある時点（現在は平成22〔2010〕年）を100として指数化したものである。

鋳工業指数は、①鋳工業生産に関連する活動が経済全体の中で依然として高いウェイトを占めていること、②景気の動きに敏感であること、③速報性があることから、重要な経済指標のひとつとして広く活用されている。

## 2 対象範囲

鋳工業指数の対象範囲は、製造工業と鋳業であるが、生産・出荷指数については、参考として公益事業（電気・ガス）も対象としている。

## 3 基準時及びウェイト

指数の基準時は平成22年である。指数は、平成22年の平均を100とした比率で作成している。

また、ウェイトの算定は、製造工業は「工業統計調査」平成22年調査結果を、鋳業は「経済センサスー活動調査」の平成24年調査結果を利用して作成している。

## 4 採用品目

採用品目は、鋳工業の生産、出荷、在庫の実績を鋳工業指数作成のデータとして採用している品目のことをいい、各業種、財別ごとに代表性などを考慮して選定している。現在の採用品目は、表1のとおりである。

在庫指数の採用品目数は生産・出荷より少なくなっている。これは受注生産等で在庫を把握する必要がないもの及び在庫の把握が極めて困難なために数値が得られない品目があるためである。

採用品目の月々のデータは、主として「経済産業省 生産動態統計調査」の結果を利用しているが、この調査の調査対象外の品目については、「広島県鋳工業生産動態統計調査規則」に基づく県独自の調査のデータと、国や県の関係機関のデータを利用している。

表1 採用品目数

指数の種類	採用品目数	
	全国	広島県
生産指数（付加価値額ウェイト）	487	248
生産指数（生産額ウェイト）	487	—
生産者出荷指数	487	246
生産者製品在庫指数	348	153
生産者製品在庫率指数	336	—
稼働率指数	160	—
生産能力指数	160	—
製造工業生産予測指数	195	—

## 5 分類

### (1) 業種分類

業種分類は、利用上の便宜を図るため、日本標準産業分類（第12回改定）の中分類に準拠している。ただし、一部、次のとおり中分類の組替えを行っている。

#### ア 一般機械工業（総合）

「25 はん用機械器具製造業」、 「26 生産用機械器具製造業」、 「27 業務用機械器具製造業」の合計

#### イ 電気機械工業（総合）

「29 電気機械器具製造業」、 「30 情報通信機械器具製造業」、 「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」の合計

#### ウ 電気・情報通信機械工業

「29 電気機械器具製造業」、 「30 情報通信機械器具製造業」の合計

#### エ 食料品・たばこ工業

「09 食料品製造業」、 「10 飲料・たばこ・飼料製造業」の合計

#### オ その他工業

「14 家具・装備品製造業」、 「15 印刷・同関連業」、 「17 石油製品・石炭製品製造業」、 「32 その他の製造業」の合計

#### カ その他製品工業

「15 印刷・同関連業」、 「17 石油製品・石炭製品製造業」、 「32 その他の製造業」の合計

#### キ 機械工業

「25 はん用機械器具製造業」、 「26 生産用機械器具製造業」、 「27 業務用機械器具製造業」、 「29 電気機械器具製造業」、 「30 情報通信機械器具製造業」、 「28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、 「31 輸送用機械器具製造業」の合計

#### ク 鉱業

鉱業は、日本標準産業分類では大分類であるが、ウェイトが小さいので、1つの業種としている。

(2) 特殊分類

特殊分類は品目の経済的用途に着目した分類であり、その定義は表2のとおりである。

表2 特殊分類格付けの定義

分類	定義
最終需要財	鉱工業又は他の産業に原材料等として投入されない最終製品。ただし、建設財を含み、企業消費財を除く。
投資財	資本財と建設財の合計。
資本財	家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの。
建設財	土木建築工事用の資材、建築物に対する内装品。
消費財	家計で購入される製品。(耐久消費財と非耐久消費財の合計)
耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの。
非耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年未満又は比較的購入価格が低いもの。
生産財	鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品。ただし、企業消費財を含み、建設財を除く。
鉱工業用生産財	鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として再投入される製品。
その他用生産財	非鉱工業の原材料、燃料、容器、消耗品及び企業消費財。

6 算式

品目別個別指数を基準時のウェイトで加重平均するラスパイレス算式を使用している。

$$\text{品目別個別指数} = \frac{\text{品目別比較時(月)数量}}{\text{基準数量(品目別平成22年1か月平均数量)}} \times 100$$

$$\text{総合指数} = \frac{(\text{品目別個別指数} \times \text{品目別平成22年ウェイト})\text{の総和}}{\text{品目別平成22年ウェイトの総和}} \times 100$$

7 季節調整

鉱工業生産指数は、毎年、3月が最も高くなり、1月や8月が低くなる傾向がある。そのため、3月の指数が高いからといって景気が良くなったとは必ずしも言えない。したがって、月々の推移を分析するためには、このように毎年繰り返される変動(季節変動)を除去する必要がある。この季節変動を除去することを季節調整といい、除去する前の指数を原指数、除去した後の指数を季節調整済指数という。

鉱工業生産指数・出荷指数・在庫指数ともに、米国商務省センサス局が開発したセンサス局法(X-12-ARIMA)により季節調整を行っている。

## 8 指数の接続

平成 22 年基準指数は、平成 20 年 1 月までさかのぼって算出しているが、平成 19 年 12 月以前については旧基準の指数にリンク係数を乗ずることにより便宜的に接続させている。リンク係数(L)の算出方法は表 3 のとおりである。

表 3 リンク係数の算出方法

旧基準指数	使用期間	リンク係数(L)の算出方法	
17年基準指数	平成 15 年～ 平成 19 年	$L_{17} =$	$\frac{22\text{年基準指数の}20\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}{17\text{年基準指数の}20\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}$
12年基準指数	平成 10 年～ 平成 14 年	$L_{12} = L_{17} \times$	$\frac{17\text{年基準指数の}15\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}{12\text{年基準指数の}15\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}$
7年基準指数	平成 5 年～ 平成 9 年	$L_7 = L_{12} \times$	$\frac{12\text{年基準指数の}10\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}{7\text{年基準指数の}10\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}$
2年基準指数	昭和 63 年～ 平成 4 年	$L_2 = L_7 \times$	$\frac{7\text{年基準指数の}5\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}{2\text{年基準指数の}5\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}$
60年基準指数	昭和 58 年～ 昭和 62 年	$L_{60} = L_2 \times$	$\frac{2\text{年基準指数の}63\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}{60\text{年基準指数の}63\text{年}1\text{月}\sim 3\text{月の平均指数}}$

なお、原指数、季節調整済指数のいずれを接続する場合においても、リンク係数の算出には季節調整済の指数値を用いている。

## 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト			
		付加価値額	出荷	在庫	
<b>鋳工業</b>		<b>10,000.0</b>	<b>10,000.0</b>	<b>10,000.0</b>	
<b>製造工業</b>		<b>9,998.1</b>	<b>9,998.6</b>	<b>9,997.4</b>	
<b>鉄鋼業</b>		<b>778.5</b>	<b>1,947.2</b>	<b>2,723.2</b>	
銑鉄	鋳工業用生産財	77.9	0.8	120.4	
粗鋼	鋳工業用生産財	98.4	-	0.2	
鋼半製品	鋳工業用生産財	119.1	140.6	820.6	
軌条	資本財	4.0	15.3	21.2	
H形鋼	建設財	3.7	35.1	7.1	
大形形鋼		8.5	73.6	33.1	
	財分割	建設財	6.4	63.1	24.8
	鋳工業用生産財	2.1	10.5	8.3	
小形棒鋼	建設財	2.1	21.0	11.0	
鋼板	鋳工業用生産財	13.9	182.3	226.8	
鋼帯	鋳工業用生産財	89.6	462.5	463.6	
特殊鋼熱間圧延鋼材	鋳工業用生産財	30.8	78.6	188.8	
普通鋼熱間鋼管	鋳工業用生産財	0.5	4.6	33.4	
普通鋼冷けん鋼管	建設財	2.2	6.5	4.2	
特殊鋼熱間鋼管	鋳工業用生産財	6.4	94.9	263.0	
普通鋼磨帯鋼	鋳工業用生産財	2.2	3.8	63.3	
普通鋼冷延広幅帯鋼	鋳工業用生産財	36.6	194.3	138.4	
特殊鋼冷間仕上鋼材	鋳工業用生産財	6.8	79.6	47.2	
ブリキ	鋳工業用生産財	2.5	33.2	32.2	
ティンフリースチール	鋳工業用生産財	2.0	15.9	8.9	
亜鉛めっき鋼板	鋳工業用生産財	181.2	335.5	225.6	
鋳鋼品	鋳工業用生産財	5.5	7.6	12.4	
鉄系鍛工品	鋳工業用生産財	13.4	25.2	-	
銑鉄鋳物	鋳工業用生産財	67.7	127.1	-	
精密鋳造品	鋳工業用生産財	3.0	5.6	-	
普通鋼冷間仕上鋼材	鋳工業用生産財	0.5	3.6	1.8	
<b>非鉄金属工業</b>		<b>454.1</b>	<b>393.3</b>	<b>67.9</b>	
電気金	鋳工業用生産財	33.9	114.0	-	
電気銀	鋳工業用生産財	8.0	63.3	26.1	
電気鉛	鋳工業用生産財	6.0	54.8	29.5	
粗鉛	鋳工業用生産財	7.7	-	-	
銅線	資本財	36.8	23.6	12.3	
銅・銅合金鋳物	鋳工業用生産財	17.6	9.1	-	
アルミニウム鋳物	鋳工業用生産財	72.7	24.5	-	
アルミニウムダイカスト	鋳工業用生産財	269.2	102.7	-	
亜鉛ダイカスト	鋳工業用生産財	2.2	1.3	-	
<b>金属製品工業</b>		<b>241.6</b>	<b>167.3</b>	<b>140.9</b>	
橋りょう	建設財	73.5	49.2	-	
水門(水門巻上機を含む)	建設財	19.6	16.5	-	
スチール・ステンレス建具	建設財	9.6	11.2	-	
グレーチング	建設財	58.2	40.2	-	
耐火金庫	資本財	1.5	0.8	3.3	
金網	建設財	0.9	0.6	0.9	
電気溶接棒	鋳工業用生産財	24.6	17.5	29.2	
一般缶	鋳工業用生産財	0.7	0.8	-	
飲料用アルミニウム缶	鋳工業用生産財	42.7	24.8	97.6	
機械材料	鋳工業用生産財	4.8	2.7	-	
機械刃物	鋳工業用生産財	0.6	0.2	-	
やすり	鋳工業用生産財	4.9	2.8	9.9	
<b>一般機械工業(総合)</b>		<b>1,526.6</b>	<b>1,013.0</b>	<b>843.1</b>	
<b>はん用機械工業</b>		<b>400.8</b>	<b>278.6</b>	<b>98.5</b>	
ポンプ	資本財	137.2	106.2	80.8	
ボイラの部品	鋳工業用生産財	69.7	37.3	-	

## 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト		
		付加価値額	出荷	在庫
一般用蒸気タービン	資本財	54.5	34.2	-
クレーン	資本財	41.2	30.9	-
蒸気タービンの部品	鉱工業用生産財	18.1	13.8	-
圧縮機		22.0	13.8	-
	資本財	16.3	9.3	-
	鉱工業用生産財	5.7	4.5	-
送風機	資本財	22.8	14.8	17.7
はん用内燃機関	鉱工業用生産財	8.1	7.3	-
歯車	鉱工業用生産財	7.8	6.5	-
電気ホイスト	資本財	6.4	4.6	-
固定比減速機	鉱工業用生産財	4.2	3.5	-
冷凍・冷蔵ユニット	資本財	6.6	3.5	-
一般用バルブ及びコック	鉱工業用生産財	2.2	2.2	-
<b>生産用機械工業</b>		<b>1,012.9</b>	<b>652.8</b>	<b>461.8</b>
ショベル系掘削機	資本財	360.4	296.5	-
半導体製造装置	資本財	176.4	90.0	-
印刷機械	資本財	160.8	72.8	-
プラスチック加工機械	資本財	73.1	48.8	-
圧延機械及び同付属装置	資本財	39.7	22.8	-
研削盤	資本財	35.1	20.2	72.1
紙工機械	資本財	30.7	11.8	-
プレス用金型	資本財	28.7	11.0	-
個装・内装機械	資本財	18.2	8.2	-
食料品加工機械	資本財	12.4	17.7	-
マシニングセンタ	資本財	12.6	7.6	40.3
集じん機器	資本財	5.0	3.7	-
ダイカスト用金型	資本財	8.9	3.6	-
ダイヤモンド工具	鉱工業用生産財	10.1	3.1	19.0
専用機	資本財	4.8	2.6	-
電動工具	資本財	4.7	1.5	-
圧延機械の部品	資本財	3.0	1.2	-
ゴム用金型	資本財	2.0	0.8	-
プラスチック用金型	資本財	1.7	0.8	-
超硬ドリル	鉱工業用生産財	2.2	0.8	-
さく岩機	資本財	0.8	0.6	-
混合機・かくはん機・粉碎機	資本財	0.8	0.5	-
鑄造用金型	資本財	1.2	0.5	-
分離機器	資本財	0.9	0.5	-
農業用機械器具	資本財	18.7	25.2	330.4
<b>業務用機械工業</b>		<b>112.9</b>	<b>81.6</b>	<b>282.8</b>
工業用長さ計	鉱工業用生産財	48.9	17.1	65.8
精密測定機	資本財	30.1	17.6	161.6
事務用印刷機	資本財	1.5	5.0	-
材料試験機	資本財	4.2	2.5	16.5
業務用洗濯機	資本財	1.4	2.8	38.9
医療用機械器具	資本財	26.8	36.6	-
<b>電気機械工業(総合)</b>		<b>1,225.8</b>	<b>1,256.3</b>	<b>180.5</b>
<b>電気・情報通信機械工業</b>		<b>589.9</b>	<b>619.8</b>	<b>81.1</b>
一般用エンジン発電機	資本財	4.1	3.4	-
標準変圧器	資本財	6.3	18.4	26.9
非標準変圧器	資本財	5.3	4.3	-
アーク溶接機	資本財	12.4	5.1	-
開閉制御装置	資本財	32.4	20.0	-
低圧開閉器・制御機器	鉱工業用生産財	1.0	0.5	-
保護継電器	資本財	1.9	1.0	-
低圧遮断器	建設財	61.8	46.5	-
計器用変成器	資本財	11.8	8.4	-
自動車用電気照明器具	鉱工業用生産財	58.4	30.7	-
電気温水器	耐久消費財	1.7	1.7	7.7
電気計器	資本財	85.7	57.1	46.5

## 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト		
		付加価値額	出荷	在庫
工業用計測制御機器	資本財	19.9	6.5	-
電力変換装置	資本財	9.2	5.5	-
携帯電話	耐久消費財	278.0	410.7	-
<b>電子部品・デバイス工業</b>		<b>635.9</b>	<b>636.5</b>	<b>99.4</b>
パッシブ型液晶モジュール	鉱工業用生産財	7.8	9.0	2.7
パッシブ型液晶素子(液晶パネル)	鉱工業用生産財	8.2	3.2	2.0
半導体集積回路	鉱工業用生産財	268.8	321.4	-
モス型半導体集積回路(ロジック)	鉱工業用生産財	57.3	13.3	42.6
モス型半導体集積回路(メモリ)	鉱工業用生産財	6.5	7.3	9.7
モス型半導体集積回路(CCD)	鉱工業用生産財	143.7	127.5	26.6
モス型半導体集積回路(マイコン)	鉱工業用生産財	27.2	33.7	5.0
線形半導体集積回路	鉱工業用生産財	11.2	10.4	7.8
電子回路基板	鉱工業用生産財	4.5	2.7	-
混成集積回路	鉱工業用生産財	4.7	5.1	3.0
液晶用カラーフィルター	鉱工業用生産財	75.4	82.6	-
プロジェクションスクリーン	その他用生産財	20.6	20.3	-
<b>輸送機械工業</b>		<b>3,467.7</b>	<b>3,431.0</b>	<b>2,398.3</b>
小型自動車	耐久消費財	235.1	245.7	794.8
普通自動車	耐久消費財	731.6	769.0	1,473.4
トラックシャーシ	資本財	51.4	40.9	62.9
特装ボデー	鉱工業用生産財	35.3	29.9	-
ガソリンエンジン	鉱工業用生産財	749.8	702.0	-
ディーゼルエンジン	鉱工業用生産財	101.3	94.8	-
乗用車用エアコン	鉱工業用生産財	107.0	93.6	23.1
機関部品	鉱工業用生産財	113.9	106.1	-
駆動伝導及び操縦装置部品	鉱工業用生産財	19.8	20.7	-
シャーシ及び車体部品	鉱工業用生産財	392.4	367.5	-
懸架制動装置部品	鉱工業用生産財	5.4	7.4	-
計器類	鉱工業用生産財	23.4	21.9	-
船用ディーゼル機関	鉱工業用生産財	15.0	15.3	-
船用蒸気タービン	鉱工業用生産財	23.7	21.3	-
鋼船新造	資本財	705.8	768.3	-
鋼船修理	資本財	57.1	62.2	-
船体ブロック	鉱工業用生産財	69.4	34.6	-
鉄道用車両部品	鉱工業用生産財	30.3	29.8	44.1
<b>窯業・土石製品工業</b>		<b>157.0</b>	<b>126.5</b>	<b>204.5</b>
セメント	建設財	3.0	1.8	9.7
生コンクリート	建設財	61.3	49.7	-
遠心力鉄筋コンクリート ポール	資本財	2.8	2.2	38.9
道路用コンクリート製品	建設財	1.4	1.3	12.2
護岸用コンクリートブロック	建設財	1.9	1.3	13.4
ぼうろう鉄器製品	建設財	4.6	1.8	13.4
石灰	鉱工業用生産財	36.7	23.5	2.5
軽質炭酸カルシウム	鉱工業用生産財	3.3	3.1	4.1
耐火れんが	鉱工業用生産財	5.4	3.1	23.3
不定形耐火物	鉱工業用生産財	6.8	5.5	10.3
研削砥石	鉱工業用生産財	23.2	31.4	75.9
複層ガラス	鉱工業用生産財	6.6	1.8	0.8
<b>化学工業</b>		<b>447.1</b>	<b>403.3</b>	<b>1,200.2</b>
酸化第二鉄	鉱工業用生産財	38.8	30.6	123.5
活性炭	鉱工業用生産財	5.3	6.3	26.4
硫酸	鉱工業用生産財	1.2	1.5	5.9
酸素	鉱工業用生産財	14.3	26.4	-
窒素	鉱工業用生産財	3.1	3.9	4.8
フルオロカーボン	鉱工業用生産財	19.6	24.8	130.0
アルゴン	鉱工業用生産財	2.3	3.7	2.7
溶解アセチレン	鉱工業用生産財	2.0	1.6	4.5
火薬及び爆薬	鉱工業用生産財	1.4	1.5	3.5
アクリロニトリル	鉱工業用生産財	49.3	41.5	-
ポリエチレン	鉱工業用生産財	10.0	7.9	35.0

## 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト		
		付加価値額	出荷	在庫
ポリスチレン	鉱工業用生産財	54.0	60.5	446.3
フェノール樹脂	鉱工業用生産財	1.5	1.6	3.3
アルキド樹脂	鉱工業用生産財	3.3	5.7	186.5
ウレタンフォーム	鉱工業用生産財	12.2	13.7	16.3
メタクリル酸エステル・モノマー	鉱工業用生産財	129.0	87.0	67.7
メタクリル樹脂	鉱工業用生産財	0.7	7.3	77.2
硫酸アルミニウム	鉱工業用生産財	0.9	1.2	1.8
環境保全用触媒	鉱工業用生産財	23.8	29.9	-
メラミン樹脂	鉱工業用生産財	0.9	1.7	-
合成洗剤	非耐久消費財	0.8	0.7	5.3
溶剤系塗料		16.2	4.0	31.1
	財分割			
	建設財	7.7	1.8	6.7
	鉱工業用生産財	8.5	2.2	24.4
水系塗料		3.2	1.3	4.1
	財分割			
	建設財	1.5	0.6	0.9
	鉱工業用生産財	1.7	0.7	3.2
トラフィックペイント	建設財	4.3	4.9	5.9
その他の塗料		7.8	4.8	18.4
	財分割			
	建設財	3.7	2.2	4.0
	鉱工業用生産財	4.1	2.6	14.4
医薬品	非耐久消費財	41.2	29.3	-
<b>プラスチック製品工業</b>		<b>604.6</b>	<b>540.9</b>	<b>830.6</b>
光学フィルム	鉱工業用生産財	238.7	286.6	-
フィルム	鉱工業用生産財	42.7	105.9	530.9
シート	鉱工業用生産財	1.3	2.1	4.8
合成皮革	鉱工業用生産財	1.2	1.5	0.9
継手	建設財	28.0	9.3	81.8
機械器具部品	鉱工業用生産財	83.1	86.2	24.2
日用品・雑貨	非耐久消費財	127.3	20.2	90.4
容器	鉱工業用生産財	62.4	12.8	59.0
建材	建設財	2.7	3.4	1.0
発泡製品		2.6	1.5	5.2
	財分割			
	建設財	0.9	0.5	1.8
	鉱工業用生産財	1.7	1.0	3.4
強化製品	建設財	14.1	7.0	9.2
パイプ	建設財	0.5	4.4	23.2
<b>パルプ・紙・紙加工品工業</b>		<b>118.1</b>	<b>97.7</b>	<b>293.4</b>
製紙パルプ	鉱工業用生産財	33.2	5.8	43.3
非塗工・特殊印刷用紙		14.7	16.5	40.2
	財分割			
	鉱工業用生産財	8.1	9.1	22.1
	その他用生産財	6.6	7.4	18.1
情報用紙	その他用生産財	15.7	11.5	27.3
包装用紙	鉱工業用生産財	31.9	33.7	102.8
工業用雑種紙	鉱工業用生産財	0.9	0.6	7.4
段ボール原紙	鉱工業用生産財	2.8	15.6	29.6
紙器用板紙	鉱工業用生産財	6.0	8.8	34.7
雑板紙	鉱工業用生産財	1.1	1.3	6.3
段ボールシート	鉱工業用生産財	11.8	3.9	1.8
<b>繊維工業</b>		<b>217.7</b>	<b>146.9</b>	<b>532.5</b>
化学合成繊維	鉱工業用生産財	52.2	33.8	59.7
再生・半合成繊維短繊維	鉱工業用生産財	69.8	55.1	137.1
綿糸	鉱工業用生産財	18.5	0.5	1.8
麻糸	鉱工業用生産財	1.3	0.8	11.6
合成繊維糸	鉱工業用生産財	2.1	1.1	4.2
綿織物	鉱工業用生産財	36.7	16.5	0.3
タイヤコード	鉱工業用生産財	3.2	4.4	2.4
不織布	鉱工業用生産財	7.6	3.4	2.2
織物製外衣	非耐久消費財	9.6	14.7	214.9
ニット製品	非耐久消費財	2.4	6.7	28.3
ニット生地	鉱工業用生産財	1.7	0.9	2.0



## 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト		
		付加価値額	出荷	在庫
漁網・陸上網	資本財	2.8	5.7	54.7
細幅織物	鉱工業用生産財	2.2	1.1	7.7
染色整理	鉱工業用生産財	7.6	2.2	5.6
<b>食料品・たばこ工業</b>		<b>357.0</b>	<b>213.7</b>	<b>200.4</b>
肉製品	非耐久消費財	13.1	9.7	1.3
飲用牛乳	非耐久消費財	34.4	16.7	-
乳飲料	非耐久消費財	70.0	28.9	-
瓶詰・缶詰	非耐久消費財	25.2	18.0	13.3
海藻加工品	非耐久消費財	47.5	32.0	45.2
しょうゆ	非耐久消費財	44.9	26.3	-
みそ	非耐久消費財	16.4	7.2	23.5
清涼嗜好飲料	非耐久消費財	63.8	36.0	33.1
清酒	非耐久消費財	22.3	17.3	77.5
蒸留酒	非耐久消費財	13.1	8.2	-
小麦粉	鉱工業用生産財	6.3	13.4	6.5
<b>木材・木製品工業</b>		<b>132.8</b>	<b>70.6</b>	<b>13.6</b>
パーティクルボード	財分割		0.8	0.2
		建設財	0.3	0.1
		鉱工業用生産財	0.5	0.1
製材品	財分割		122.4	13.4
		建設財	85.7	9.4
		鉱工業用生産財	36.7	4.0
特殊合板	財分割		9.6	-
		建設財	4.8	-
		鉱工業用生産財	4.8	-
<b>ゴム製品工業</b>		<b>139.2</b>	<b>88.7</b>	<b>150.6</b>
タイヤ	鉱工業用生産財	15.5	12.7	6.8
更生タイヤ用練生地	鉱工業用生産財	0.3	0.2	0.7
ゴム製履物	非耐久消費財	0.5	11.2	47.9
工業用ゴム製品	鉱工業用生産財	87.9	47.7	64.4
医療・衛生用ゴム製品	その他用生産財	0.5	0.2	-
運動競技用品ゴム製品	非耐久消費財	27.9	11.1	18.7
その他ゴム製品	非耐久消費財	6.6	5.6	12.1
<b>その他工業</b>		<b>130.3</b>	<b>102.2</b>	<b>217.7</b>
<b>家具工業</b>		<b>57.8</b>	<b>36.7</b>	<b>84.9</b>
金属製引出箱	資本財	0.9	0.4	2.0
流し・調理台	建設財	1.2	0.5	-
金属製棚	建設財	1.0	0.5	1.3
その他の金属製家具	資本財	20.0	9.0	24.9
木製たんす	耐久消費財	4.2	3.4	9.9
木製棚	耐久消費財	5.3	3.8	6.2
木製机・テーブル	耐久消費財	5.5	4.7	14.1
木製いす	耐久消費財	2.1	2.5	6.7
木製ベッド	耐久消費財	14.0	9.3	14.2
その他の木製家具	耐久消費財	3.6	2.6	5.6
<b>その他製品工業</b>		<b>72.5</b>	<b>65.5</b>	<b>132.8</b>
平版印刷(オフセット印刷)	その他用生産財	29.1	19.3	-
コールドタル	鉱工業用生産財	2.1	25.5	117.5
電動玩具	耐久消費財	2.8	1.5	4.0
シャープペンシル	財分割		1.1	0.4
		非耐久消費財	0.8	0.3
		その他用生産財	0.3	0.1
ボールペン	財分割		5.5	7.4
		非耐久消費財	3.6	4.8
		その他用生産財	1.9	2.6
マーキングペン	財分割		0.6	0.2
		非耐久消費財	0.4	0.1
		その他用生産財	0.2	0.1
毛筆	非耐久消費財	28.7	13.0	-

### 業種別及び品目別ウェイト一覧表(平成22年基準)

業種・品目	財分類	ウェイト		
		付加価値額	出荷	在庫
手縫針	非耐久消費財	2.6	1.1	3.3
<b>鉱業</b>		<b>1.9</b>	<b>1.4</b>	<b>2.6</b>
石灰石	鉱工業用生産財	1.7	1.3	0.6
ろう石	鉱工業用生産財	0.2	0.1	2.0
<b>公益事業</b>		<b>277.5</b>	<b>299.2</b>	<b>-</b>
電力		258.8	237.6	-
ガス		18.7	61.6	-
<b>産業総合</b>		<b>10,277.5</b>	<b>10,299.2</b>	<b>10,000.0</b>
<b>機械工業</b>		<b>6,220.1</b>	<b>5,700.3</b>	<b>3,421.9</b>
<b>(自動車部門)</b>		<b>2,624.8</b>	<b>2,530.2</b>	<b>2,354.2</b>
<b>(造船部門)</b>		<b>871.0</b>	<b>901.7</b>	<b>-</b>
<b>特殊分類ウェイト</b>				
<b>最終需要財</b>		<b>4,775.3</b>	<b>4,176.3</b>	<b>4,250.5</b>
<b>投資財</b>		<b>2,888.3</b>	<b>2,404.2</b>	<b>1,293.9</b>
<b>資本財</b>		<b>2,421.7</b>	<b>1,975.0</b>	<b>1,051.9</b>
<b>建設財</b>		<b>466.6</b>	<b>429.2</b>	<b>242.0</b>
<b>消費財</b>		<b>1,887.0</b>	<b>1,772.1</b>	<b>2,956.6</b>
<b>耐久消費財</b>		<b>1,283.9</b>	<b>1,454.9</b>	<b>2,336.6</b>
<b>非耐久消費財</b>		<b>603.1</b>	<b>317.2</b>	<b>620.0</b>
<b>生産財</b>		<b>5,224.7</b>	<b>5,823.7</b>	<b>5,749.5</b>
<b>鉱工業用生産財</b>		<b>5,149.8</b>	<b>5,763.2</b>	<b>5,701.3</b>
<b>その他用生産財</b>		<b>74.9</b>	<b>60.5</b>	<b>48.2</b>

# 広島県鋳工業生産動態統計調査規則

昭和 45 年 4 月 1 日

広島県規則第 34 号

## (趣旨)

第 1 条 広島県統計調査条例（平成 21 年広島県条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する県基幹統計調査として指定された広島県鋳工業生産動態統計調査（以下「鋳工業生産動態調査」という。）の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

## (調査の目的)

第 2 条 鋳工業生産動態調査は、鋳工業生産の動態を把握し、県内の鋳工業生産に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## (調査の範囲)

第 3 条 鋳工業生産動態調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類 E—製造業（中分類 13—家具・装備品製造業及び中分類 15—印刷・同関連業に属するものを除く。）及び大分類 F—電気・ガス・熱供給・水道業に属する事業所のうちから、知事が指定するものについて行う。

## (調査の期日)

第 4 条 鋳工業生産動態調査は、毎月末日現在によつて行う。

## (調査事項)

第 5 条 鋳工業生産動態調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 製造品生産数量又は金額
  - (2) 製造品出荷数量又は金額
  - (3) 製造品在庫数量又は金額
- 2 調査品目は、知事が別に定める。
  - 3 調査事項の細目は、知事の定める調査票に記載するところによる。

## (報告)

第 6 条 第 3 条の規定により指定された事業所を事実上管理する者（以下「事業主」という。）は、前条に定める調査事項について、知事が配布する調査票によつて報告しなければならない。

- 2 事業主が不在その他の理由により、前項に規定する報告を行うことができないときは、事実上これに代わる者がその報告を行わなければならない。
- 3 第 1 項の報告は、事業主がその事業所に配布された調査票に所定の事項を記入して、これを翌月 15 日までに知事に提出することによつて行うものとする。

(結果の公表)

第7条 知事は、鉱工業生産動態調査に係る調査票を審査集計のうえ、鉱工業生産指数、鉱工業出荷指数及び鉱工業在庫指数を作成し、毎月その結果を速やかに公表する。

(調査票及び結果表の保存)

第8条 知事は、調査票にあつては1年間、結果表にあつては永年保存するものとする。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月28日規則第20号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月9日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第77号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日広島県規則第11号) 抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(略)

(広島県鉱工業生産動態統計調査規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の広島県鉱工業生産動態統計調査規則第6条の規定により鉱工業生産動態調査の申告を求められている者は、第2条の規定による改正後の広島県鉱工業生産動態統計調査規則第6条の規定により鉱工業生産動態調査の報告を求められている者とみなす。



この調査票は、統計以外の目的には絶対使用しません。

# 広島県鉱工業生産動態統計調査票

## (平成〇〇年〇月)

事業所名	
所在地	
記入者所属部署	
記入者	(電話 — — )

品目名	単位	生産数量 (生産金額)	出荷数量 (出荷金額)	在庫数量 (在庫金額)

注意 ①数量には他の工場に原材料を支給して委託生産したものも含めてください。  
②毎月分を翌月15日までに報告してください。

(備考)
------